(9)　役員の氏名
那珂　正、村上　純一、深尾　精一、野城　智也、松村　秀一、高田　光雄、大村謙二郎、中畔都舎子、木瀬　照雄、岸　純夫、青木　宏之、戸田　敬里、藤本　昌也、今井　敬、内藤　進、岡本　毅、國井総一郎、佐藤　正敏、山田　滋、二木　幹夫、清水　一郎、社本　孝夫、尾崎　裕

(10)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
上之薗隆志

○国土交通省告示第九百十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十九条第一項の規定により、次の登録試験機関の登録をしたので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日
平成二十二年八月一日

(2)　登録番号
国土交通大臣　2

(3)　登録試験機関の氏名又は名称
財団法人日本建築センター

(4)　住所
東京都千代田区外神田六丁目一番八号

(5)　代表者の氏名
立石　真

(6)　登録の区分
平成十七年国土交通省告示第九百二十二号第一項第一号に掲げる区分

(7)　試験の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区外神田六丁目一番八号
大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号

(8)　試験員の氏名
安達　俊夫、安達　洋、荒木　秀夫、有馬　孝禮、青木　謙治、五十嵐規矩夫、石橋　一彦、五十田　博、石原　孟、井戸田秀樹、井上　哲郎、井上　範夫、今井　弘、入江　康隆、上谷　宏二、宇田川邦明、内田　直樹、大川　出、大熊　武司、太田　正光、大野　義照、大橋　好光、岡田　久志、小谷　俊介、小野　徹郎、笠井　和彦、壁谷澤寿海、河合　直人、岸本　一蔵、北川　良和、北山　和宏、衣笠　秀行、北村　春幸、久保　哲夫、倉本　洋、河野　守、小林　淳、齊田　和男、打越　瑞昌、斉藤　大樹、坂田　弘安、塩原　等、島崎　和司、白井　伸明、白石　一郎、菅野　忠、鈴木　秀三、曽田五月也、竹内　徹、田中　仁史、田渕　基嗣、田村　幸雄、田守伸一郎、趙　衍剛、勅使川原正臣、中尾　雅躬、中込　忠男、永坂　具也、中島　史郎、中野　克彦、西川　孝夫、西山　峰広、野口　博、野口　弘行、橋本　篤秀、林　静雄、速水　浩、原田　幸博、半貫　敏夫、福山　洋、福和　伸夫、古橋　剛、藤井　衛、増田　浩志、松崎　育弘、松本　由香、緑川　光正、南　一誠、宮澤　健二、村上　雅英、森迫　清貴、森田　耕次、安村　基、山田　哲、和田　章、秋元　孝之、小國　勝男、小野　隆、小峯　裕己、中村　賢一、倉渕　隆、阿部　道彦、石川　廣三、酒井　潤一、佐藤　雅俊、清水　昭之、田中　享二、辻川　茂男、土居　修一、友澤　史紀、本橋　健司、本山　直樹、浅野　良晴、市川　憲良、大塚　雅之、鎌田　元康、坂上　恭助、赤林　伸一、坂本　雄三、坂口　淳、長井　達夫、西岡　真稔、林　基哉、本間　義規、松本　真一、井上　勝夫、佐久間哲哉、濱田　幸雄、上野　義雪、佐藤　克志、園田眞理子、野村　歡

(9)　役員の氏名
立石　真、笹井　俊克、岡田　恒男、鎌田　元康、澤田　知子、藤本　昌也、丸山　英氣、三井所清典、水庭　武宣、安岡　正人、木原　碩美、松本　光平

(10)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
塚田　市朗

○国土交通省告示第九百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十九条第一項の規定により、次の登録試験機関の登録をしたので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日
平成二十二年八月一日

(2)　登録番号
国土交通大臣　12

(3)　登録試験機関の氏名又は名称
株式会社　確認サービス

(4)　住所
愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号

(5)　代表者の氏名
仲島　聰

(6)　登録の区分
平成十七年国土交通省告示第九百二十二号第一項第一号に掲げる区分

(7)　試験の業務を行う事務所の所在地
愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号

(8)　試験員の氏名
小野　徹郎、市之瀬敏勝、福和　伸夫、大熊　武司、加藤　史郎、倉本　洋、桑原　文夫、市川　剛、勅使川原正臣、松井　徹哉、井戸田秀樹、飛田　潤

(9)　役員の氏名
畑中　圭助、仲島　聰、加藤　渉、山崎　正美、田宮　祥江、加藤　康浩、坂田　正利、佐藤　廣志、日野　陽充、纐纈　和義

(10)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
坂田　正利

○国土交通省告示第九百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
モチデ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
鳥取県鳥取市用瀬町川中
字高畑　五九番
字モチデ谷　七一七番
七二七番一及び七二七番二
七二八番及び七二九番
七三〇番五及び七三〇番六
七三一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市用瀬町川中
字モチデ谷　七二六番　一号及び二号
七三一番　四号
七一六番　十三号
七二三番一　十四号
七三五番一　三号
字高畑上　七〇八番　五号及び九号
七〇九番　十号
七一五番　十二号
三二番一　六号及び七号
三九番二　八号
字高畑　五三番　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
丹防東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県鳥取市河内字丹防
八二〇番二及び八二〇番三
八二一番
八二一番一
八二二番及び八二三番
八二四番一
八二五番
八二五番一
八二九番
一四七九番及び一四八〇番
一四八一番一から一四八一番三まで
一四八二番
一四八二番一
一四八三番二及び一四八三番三
一四八五番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市河内字丹防
一四七三番四　一号及び十二号
一四七三番一　二号及び十一号
八三二番一　三号
一四七四番一　四号
八二七九番五　五号
八二〇番三　六号
八二〇番二　七号
八二九番　八号から十号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県鳥取市気高町奥沢見字北ノ谷
三八八番及び三八九番
三八九番一
三九〇番から三九二番まで
三九二番地先無番地
三九三番
三九三番一
三九四番から三九六番まで